平成 26 年 4 月 11 日

各　　位

会 社 名　株式会社グラファイトデザイン
代表者名　代表取締役社長　　松田　喜良
（ JASDAQ　コード番号　　7847 ）
問合せ先　取締役管理本部長　　窪田　悟
（TEL.　0494－62－2800）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 4 月 11 日開催の当社取締役会において、平成 26 年 5 月 28 日（水曜日）開催予定の当社第 25 回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

取締役の職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社外取締役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、取締役の責任を取締役会の決議によって法令の定める範囲で免除することができる旨の規定、ならびに社外取締役の責任をあらかじめ限定する契約を締結できる旨の規定を新設いたしたく存じます。なお、定款第 31 条(取締役の責任免除)の新設に関しては、監査役全員の同意を得ております。

２．日程

平成 26 年 5 月 28 日を効力発生日とする。

３．定款変更の内容

変更の内容は下記のとおりです。

改正前	改正後
（取締役および取締役会） 第 18 条～第 30 条(条文省略)	（取締役および取締役会） 第 18 条～第 30 条(現行どおり)
（新　　設）	(取締役との責任免除) 第 31 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２.当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、法令が規定する額とする。
第 31 条～第 50 条　　（条文省略）	第 32 条～第 51 条　　（現行どおり）

以　上